

■インドネシア：国会で用地収用法案が可決

政府は2011年12月16日、国会で用地収用法案が可決したと発表した。これまで、公共インフラ用地の収用は、土地基本法（1960年第5号）を法的根拠とした大統領令「2006年第65号」によって行われてきたが、収用期限が決められていないため、発電所、ダム、道路など公共インフラ・プロジェクトが遅延するケースが続出していた。このため、政府は用地収用法案を策定し、地権者が収用に応じるまでの期限を設定した。法案では、用地収用の行程が次のように規定されている。(1) 政府機関が計画を作成し州政府に提出し、一般への周知後、30日以内に収用対象となる用地のデータを作成。

(2) データにより地権者と最長60日間の交渉実施。(3) 交渉結果を州知事に報告し、州知事は14日以内に公共インフラ用地として認めるか否かを判断。(4) 州知事の決定後、30日以内であれば地権者は行政裁判所に不服を申し立てることができ、判決までの期間は14日以内とする。(5) 代替資産（現金、用地、住宅、証券）に関しては、国土庁（BPN：Badan Pertanahan Nasional）と地権者の話し合いで決定するが、地権者が地方裁判所へ訴えた場合、判決までの期間を14日以内にする。用地収用法案が国会で可決されたことを受け、政府の関係者は「今後、公共インフラの開発が加速化すると見られるので、早急に細則を策定する」とコメントしている。